

創業・経営承継支援融資

＜ 創業支援 ＞

◆ 自らの経験・技術を活かして新たに事業を開始しようとする方等を支援する融資制度です。

区 分	創 業 一 般 型	創 業 支 援 型
融資対象となる方	府内で新たに事業開始・分社化しようとする方（事業開始等の後5年未満の方含む）	府内で新たに事業開始する方、事業転換・経営多角化等する中小企業者・組合の方（事業開始等の後5年未満の方含む）で、次のいずれかを満たす方 ア 府・市指定起業家育成セミナー等を修了した方（注1） イ 商工会・商工会議所・地域ビジネスサポートセンター・京都市中小企業支援センターの経営指導を受けた方（注1） ウ 府・市指定インキュベート施設に入居している方
融資限度額	1,500万円 ※事業開始等から6ヶ月未満の場合は自己資金の範囲内	1,000万円 ※事業転換・経営多角化等の場合は1,500万円
資金使途 融資期間等	◆ 運転資金 5年以内、 設備資金 7年以内 ＜原則として均等月賦返済、必要に応じ1年以内の据置可＞	
融資利率	◆ 年1.9%（固定金利）	
担保・保証人	◆ 保証協会の保証が必要 ＜原則法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は不要＞ ◆ いきいき割引（注2）の場合 保証料率年0.2%引下げ	
受付機関	◆ 京都府・京都市制度融資取扱金融機関 〔 京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西アーバン銀行、福邦銀行、 京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、 近畿産業信用組合、京滋信用組合、三菱東京UFJ銀行、商工中金 〕	

（注1）これから事業開始等しようという方については、セミナー修了・経営指導完了後3年以内に事業開始等する必要があります。

（注2）商工会・商工会議所・地域ビジネスサポートセンター及び京都市中小企業支援センターの経営指導を継続的に受け、経営体質の強化を図る方に対する保証料率を優遇する制度

※御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。

必要書類

次の「共通書類」のほか、「Ⅰ」及び「Ⅱ」のそれぞれから該当する書類が必要です。

共通書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 信用保証委託申込書及び信用保証委託契約書（保証協会所定） ② 許認可等を要するものにあつては、その許認可等を証する書面の写し（保証承諾時まで） ③ 見積書、売買契約書、建築確認書、賃貸借契約書、家主の改装承諾書等（設備資金等で該当する場合） ④ その他受付機関及び保証協会が必要と認める書類
------	--

	創 業 一 般 型	創 業 支 援 型
Ⅰ	自己資金（資産）が確認できる書類 （事業開始後6ヶ月未満の場合）	<ul style="list-style-type: none"> ◆起業家育成セミナー等を修了した方 起業家育成セミナー等を修了したことが確認できる書類 ◆商工会・商工会議所・地域ビジネスサポートセンター・京都市中小企業支援センターの経営指導を受けた方 指導を受けたことの証明書 ◆インキュベート施設等に入居している方 インキュベート施設等に入居していることが確認できる書類
Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業を営んでいない個人で、1ヶ月以内に府内で新たに事業を開始する具体的計画を有する方 <ul style="list-style-type: none"> ① 創業計画書（保証協会所定）及び記載事項が客観的に確認できる書類 ② 勤務経歴証明書（勤務経歴がある場合、保証協会所定） ③ 税務署受付印のある開業届控の写し（保証承諾時まで） ④ 保証限度額の確認書（保証協会所定） ◆事業を営んでいない個人が2ヶ月以内に府内で新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する方 <ul style="list-style-type: none"> ① 創業計画書（保証協会所定）及び記載事項が客観的に確認できる書類 ② 勤務経歴証明書（勤務経歴がある場合、保証協会所定） ③ 公証人の認証のある定款の写し ④ 株式（出資）払込金保管証明書 ⑤ 会社設立についての誓約書（保証協会所定） ◆事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していない方 ◆事業を営んでいない個人により設立された会社であつて、その設立の日以後5年を経過していない方 ◆中小企業者である会社により設立された会社（中小企業者）で、その設立の日以後5年を経過していない方 <ul style="list-style-type: none"> ① 創業計画書（保証協会所定）及び記載事項が客観的に確認できる書類（事業開始後6ヶ月未満の場合） ② 決算書を添付した確定申告書控（該当する場合） ③ 試算表（決算期から6ヶ月以上経過している場合） ④ 法人登記事項証明書及び公証人の認証のある定款の写し（該当する者） ⑤ 府税・京都市税の納税証明書（京都市以外の企業にあつては、府税の納税証明書のみ）（事業を開始又は会社を設立した日から6ヶ月以上経過している場合） ⑥ 保証限度額の確認書（保証協会所定） ◆中小企業者である会社が新たに会社（中小企業者）を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する方 <ul style="list-style-type: none"> ① 創業計画書（保証協会所定）及び記載事項が客観的に確認できる書類 ② 法人登記事項証明書及び公証人の認証のある定款の写し ③ 株式（出資）払込金保管証明書 ④ 会社設立についての誓約書（保証協会所定） ⑤ 決算書を添付した確定申告書控（該当する場合） ⑥ 試算表（決算期から6ヶ月以上経過している場合） ⑦ 府税・京都市税の納税証明書（京都市以外の企業にあつては、府税の納税証明書のみ）（事業を開始又は会社を設立した日から6ヶ月以上経過している場合） ◆事業転換・経営多角化等を行おうとする中小企業者・組合の方（転換・多角化等の後5年未満の方を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ① 創業計画書（保証協会所定）及び記載事項が客観的に確認できる書類（事業転換・多角化等を開始した日から6ヶ月未満の場合） ② 法人登記事項証明書及び公証人の認証のある定款の写し（必要に応じ） ③ 試算表（決算期から6ヶ月以上経過している場合） ④ 府税・京都市税の納税証明書（京都市以外の企業にあつては、府税の納税証明書のみ） 	

起業家育成セミナー等

京都起業家学校、京おんな塾、シニア創業塾、京都市中小企業支援センターの経営革新等支援セミナー、京都市商い創出事業（商い修得型）、その他京都府知事又は京都市長が指定するもの（商工会議所の創業塾等）

インキュベート施設等

西陣IT路地、京都デザインインキュベーション（京都スタイル）、京都府女性チャレンジオフィス、京都府けいはんなベンチャーセンター、宇治ベンチャー企業育成工場、D-e-g-g、京都市創業支援工場（VIF）、財団法人京都高度技術研究所VIL、財団法人京都高度技術研究所創業準備支援室（スタートアップベンチ）、京都市商い創出事業（商い実践型）支援店舗（支援終了店舗を含む）、京大桂ベンチャープラザ、クリエイション・コア京都御車